

社会保障・税一体改革関係資料一覧

《税制抜本改革関係》

- 資料 1－1 地方税に係る税制抜本改革法案の概要
- 資料 1－2 地方税に係る税制抜本改革法案 参考資料
- 資料 1－3 国税に係る税制抜本改革法案の概要
- 資料 1－4 国税に係る税制抜本改革法案 参考資料
- 資料 1－5 税制抜本改革法案の国会提出に伴う今後の対応（閣議決定）
- 資料 1－6 「明日の安心」対話集会（実績）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案」の概要

1 地方税法の一部改正（第1条・第2条）

(1) 地方消費税の税率の引上げ

地方消費税の税率を次のとおり引き上げる。

	税率	消費税率換算（参考）	消費税と合わせた税率（参考）
現行	100分の25	1%	5%
平成26年4月1日～	63分の17	1.7%	8%
平成27年10月1日～	78分の22	2.2%	10%

(2) 引上げ分の地方消費税の用途の明確化

引上げ分の地方消費税（市町村交付金を含む。）については、消費税法第1条第2項に規定する経費（※）その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

（※）制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

(3) 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準

引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、(2)のとおり社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付する（※）。

（※）現行分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準（人口：従業者数＝1：1により按分）は変更しない。

2 地方交付税法の一部改正（第3条～第5条）

消費税に係る地方交付税率を次のとおり変更する。

	地方交付税率	消費税率換算（参考）
現行	29.5%	1.18%
平成26年度	22.3%	1.40%
平成27年度	20.8%	1.47%
平成28年度～	19.5%	1.52%

3 その他

(1) 地方消費税率の引上げに当たっての措置（附則第19条）

- 地方消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成23年度から平成32年度までの平均において名目の経済成長率で3%程度かつ実質の経済成長率で2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。
- この法律の公布後、地方消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第1条及び第2条に規定する地方消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

(2) その他

その他所要の規定の整備等を行う。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を
行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律

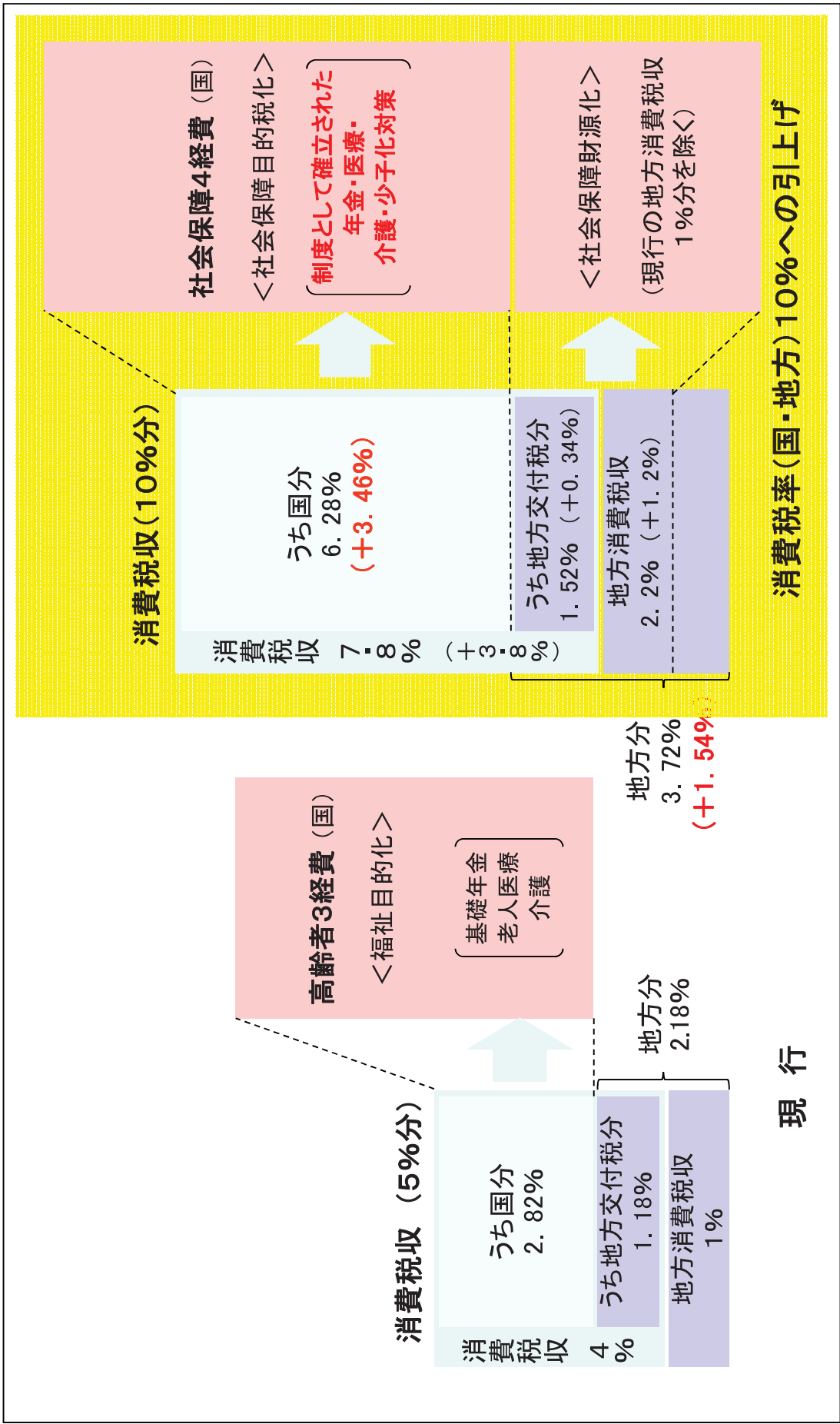
参 考 資 料

引上げ後の消費税収の国・地方の配分等（案）

	現行	平成26年4月1日～	平成27年		平成28年4月1日～
			～9月	10月～	
消費税＋ 地方消費税	5%	8%			10%
消費税	4%	6.3%			7.8%
うち交付税分	1.18% (法定率29.5%)	1.40% (法定率22.3%)	1.47% (法定率20.8%)	1.52% (法定率19.5%)	
地方消費税	1% 〔消費税額の 100分の25〕	1.7% 〔消費税額の 63分の17〕		2.2% 〔消費税額の 78分の22〕	
地方分合計	2.18%	3.10%			3.72%

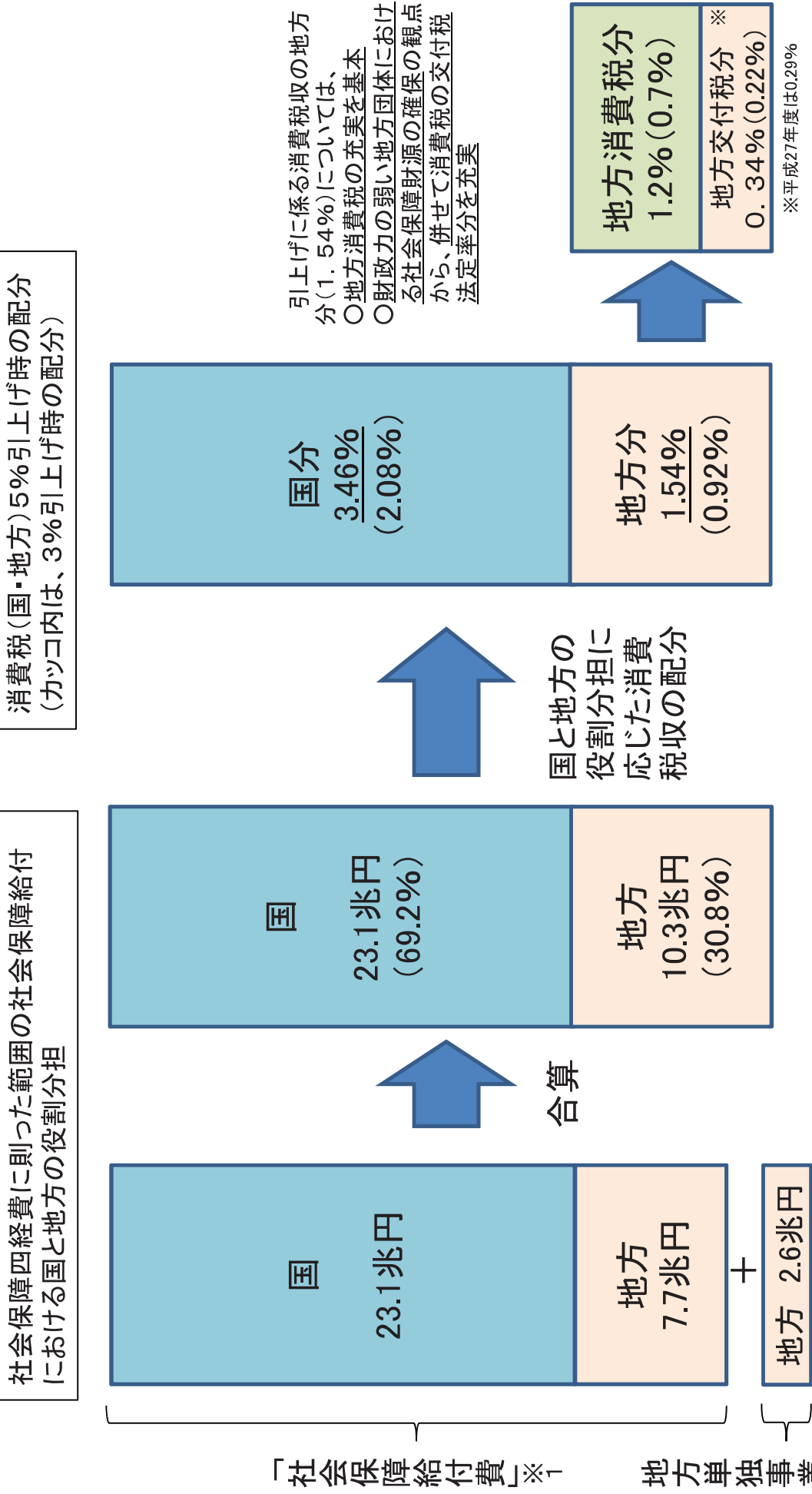
(注) 社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日 閣議決定)による。

消費税収の国・地方の配分と使途 (案)



(注1) 社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)による。
 (注2) 消費税率(国・地方)8%への引上げ時には、消費税収6.3%(うち国分4.9%(+2.08%)、地方交付税分1.4%(+0.22%)、地方消費税収1.7%(+0.7%)となる(地方財源3.1%)。
 (注3) 地方交付税率(現行29.5%)は、平成26年度22.3%、平成27年度20.8%、平成28年度以降19.5%となる。

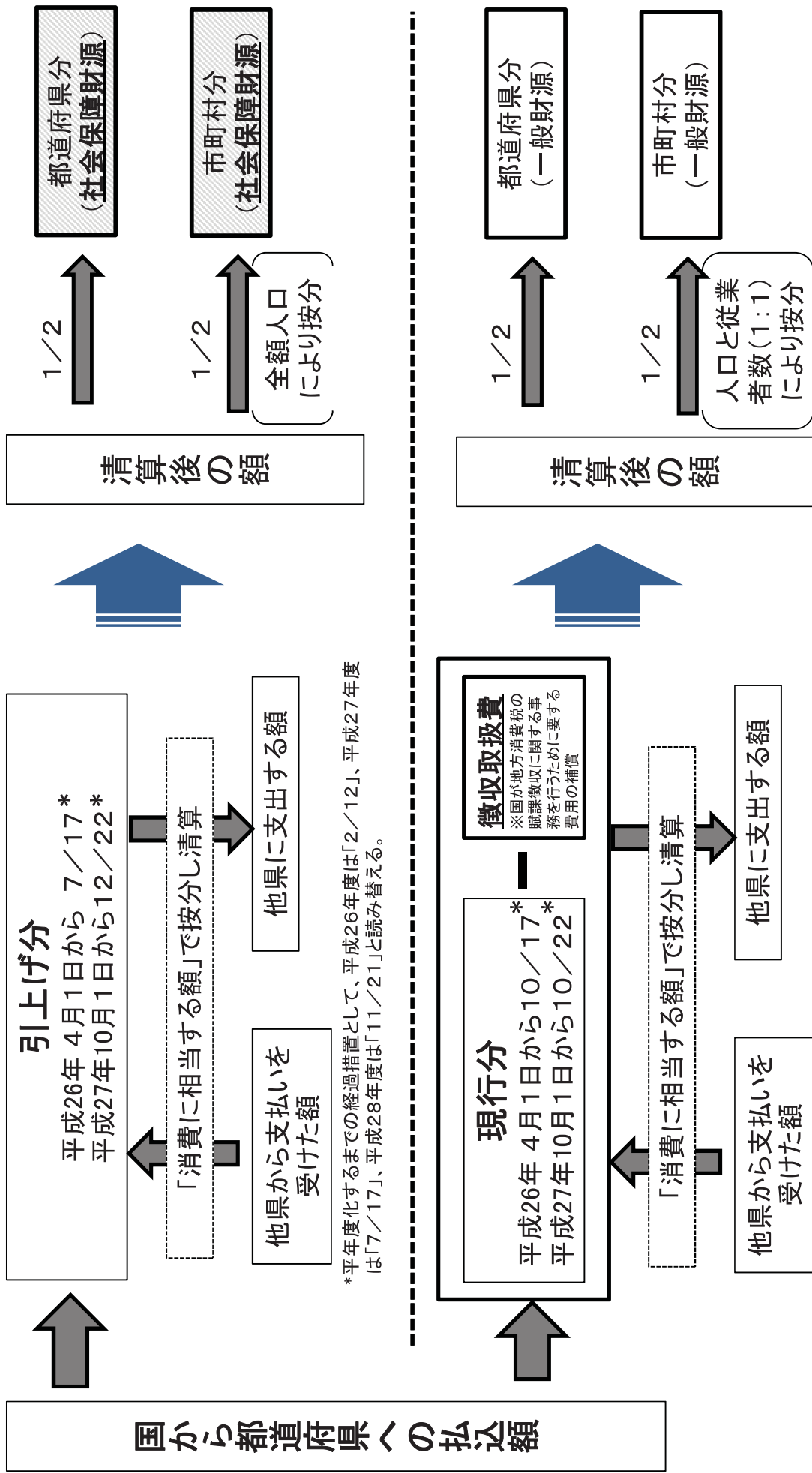
国と地方の役割分担に応じた配分（案）



※1 「社会保障4経費(消費税対象経費)との関係での社会保障給付の整理」(12月26日「国と地方の協議の場」厚生労働省提出資料)より

※2 「地方単独事業の総合的な整理」(12月29日「国と地方の協議の場」内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省提出資料)を踏まえた整理

引上げ後の地方消費税の仕組み(案)



*平年度化するまでの経過措置として、平成26年度は「2/12」、平成27年度は「7/17」、平成28年度は「11/21」と読み替える。

*平年度化するまでの経過措置として、平成26年度は「10/12」、平成27年度は「10/17」、平成28年度は「10/21」と読み替える。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」の概要

1. 趣旨（第1条）

この法律は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支え合う社会を回復することが我が国が直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の用途の明確化及び税率の引上げを行うとともに、所得、消費及び資産にわたる税体系全体の再分配機能を回復しつつ、世代間の早期の資産移転を促進する観点から所得税の最高税率の引上げ及び相続税の基礎控除の引下げ並びに相続時精算課税制度の拡充を行うため、消費税法、所得税法、相続税法及び租税特別措置法の一部を改正するとともに、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるものとする。

2. 消費税法の一部改正

(1) 平成 26 年 4 月 1 日施行（第 2 条）

○消費税率を 4% から 6.3% に引上げ（地方消費税 1.7% と合わせて 8%）。

○消費税の用途の明確化

（消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする）

○課税の適正化（事業者免税点制度の見直し、中間申告制度の見直し）

(2) 平成 27 年 10 月 1 日施行（第 3 条）

○消費税率を 6.3% から 7.8% に引上げ（地方消費税 2.2% と合わせて 10%）

3. 所得税法の一部改正（第 4 条）

○所得税の最高税率の引上げ（課税所得 5,000 万円超について 45%）

（注）平成 27 年分以後の所得税について適用

4. 相続税法の一部改正（第 5 条）

○相続税の基礎控除の引下げ（「5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人数」
⇒ 「3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人数」）

○相続税の税率構造の見直し（最高税率を 50%⇒55%に引上げ）

○相続時精算課税制度に係る贈与者の年齢引下げ（65 歳⇒60 歳）

（注）平成 27 年 1 月 1 日以後に取得する財産に係る相続税、贈与税について適用

5. 租税特別措置法の一部改正（第 6 条）

○直系卑属（20 歳以上）を受贈者とする場合の贈与税の税率構造の緩和

○相続時精算課税制度に係る受贈者の対象拡大（20 歳以上の孫を追加）

（注）平成 27 年 1 月 1 日以後に取得する財産に係る贈与税について適用

6. 税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置（第 7 条）

第 2 条から第 6 条までの規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等一部改正法附則第 104 条第 1 項及び第 3 項に基づく平成 24 年 2 月 17 日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、資産課税、法人課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、それらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。（基本的な方向性については別紙参照）

7. 附則

○消費税率の引上げに当たっての措置（附則第 18 条）

- 消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成 23 年度から平成 32 年度までの平均において名目の経済成長率で 3 %程度かつ実質の経済成長率で 2 %程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。
- この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第 2 条及び第 3 条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

税制の抜本的な改革及び関連する諸施策について（第7条関係）

1 消費課税については、消費税率の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

イ 番号制度の本格的な稼働及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度、給付付き税額控除等の低所得者に配慮した再分配に関する総合的な施策を導入する。

ロ イの再分配に関する総合的な施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、給付の開始時期、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

ハ 消費税の簡易課税制度の仕入れに係る概算的な控除率については、今後、更なる実態調査を行い、その結果も踏まえた上で、その水準について必要な見直しを行う。

ニ 消費税率が段階的に引き上げられることも踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、次に定める取組を含め、より徹底した対策を講ずる。

(1) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、事業者等が消費税の転嫁及び価格表示等に関して行う行為についての指針を策定し、その周知徹底を図り、相談等を行うこと。

(2) 中小事業者向けに相談の場を設置するとともに、講習会の開催等を行うこと。

(3) 取引上の優越的な地位を利用して下請事業者等からの消費税の転嫁の要請を一方的に拒否すること等の不公正な取引の取締り及び監視の強化を行うこと。

(4) 競争を実質的に制限することにより対価を不当に引き上げる行為を抑制するための独占禁止法の厳正な運用及び便乗値上げ防止のための調査、監督及び指導を行うこと。

(5) 適正な転嫁等への取組を効果的に推進する観点から、関係行政機関の相互の緊密な連携を確保し、総合的に対策を推進するための本部を内閣に設置すること。

ホ 取引に際しての価格表示と消費税との関係については、外税、内税等に係る様々な議論を勘案しつつ、事業者間取引、相対取引等におけるその表示の在り方を含め、引き続き、実態を踏まえつつ、様々な角度から検討する。

- ヘ 医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。
- ト 住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、住宅の取得に係る必要な措置について財源も含め総合的に検討する。
- チ 消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方公共団体の役割を拡大するため、当面、現行の制度の下でも可能な納税に関する相談を伴う収受等の取組を進めた上で、地方公共団体における体制の整備状況等を見極めつつ、消費税を含む税制の抜本的な改革を行う時期を目途に、消費税及び地方消費税の申告を地方公共団体に対して行うことを可能とする制度の導入等について、実務上の問題点を十分に整理して、検討する。
- リ 酒税、たばこ税及び石油関係諸税については、個別間接税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、国及び地方の財政状況、課税対象となる品目をめぐる環境の変化、国民生活への影響等を勘案しつつ、引き続き検討する。
- ヌ 酒税については、類似する酒類間の税負担の公平性の観点も踏まえ、消費税率の引上げに併せて見直しを行う方向で検討する。
- ル 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。
- ロ 燃料課税については、地球温暖化対策等の観点から当分の間税率が維持されていること及び平成24年度以降において石油石炭税の税率の上乗せを行うこととしたことも踏まえ、引き続き検討する。
- ワ 自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から、見直しを行う。
- カ 印紙税については、建設工事の請負に関する契約書、不動産の譲渡に関する契約書及び金銭又は有価証券の受取書について負担の軽減を検討する。

2 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

イ 金融所得課税については、平成 26 年 1 月から所得税及び個人住民税をあわせて 20%の税率が適用されることを踏まえ、その前提の下、平成 24 年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大を検討する。

ロ 扶養控除の在り方については、真に税負担の減殺に配慮が必要な者が対象となっているかどうかとの観点及び課税ベースの拡大等の観点を踏まえるほか、今後更に具体化される社会保障制度の改革の内容及び給付付き税額控除の導入をめぐる議論も踏まえつつ、検討する。

ハ 年齢二十三歳以上七十歳未満の扶養親族を対象とする扶養控除については、関連する社会保障制度の内容も踏まえつつ、検討する。

ニ 配偶者控除については、当該控除をめぐる様々な議論、課税単位の議論及び社会経済状況の変化等を踏まえつつ、引き続き検討する。

ホ 給与所得控除については、給与所得者の必要経費に比して過大となっていないかどうか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、その在り方について検討する。

ヘ 年金課税の在り方については、年金の給付水準や負担の在り方など今後の年金制度改革の方向性も踏まえつつ、見直しを行う。

ト 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（（2）において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

（1）税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成 19 年度に所得割の税率を比例税率とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。

（2）諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。

（3）個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

3 法人課税については、平成 27 年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること。

4 資産課税については、次に定めるとおり検討すること。

イ 事業承継税制について、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく認定の運用状況等を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について検討を行い、第 5 条の規定の施行に併せて見直しを行う。

ロ 相続税について、老後における扶養の社会化が高齢者の資産の維持に寄与している面もあることも踏まえ、課税方式を始めとした様々な角度から引き続きその在り方を検討する。

5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

6 番号制度については、税務における一層の適正かつ円滑な利用を確保する観点から、番号法及び同法の整備法の公布後、納税者の利便の向上、個人番号及び法人番号の告知、本人確認の実効性の確保並びに調書の拡充による必要な情報の収集等に関する各種の施策について、納税者及び事業者の事務負担等にも配慮しつつ、引き続き検討すること。

7 国際的な取引に関する課税については、国際的な租税回避の防止、投資交流の促進等の観点から必要に応じて見直すとともに、国際連帯税について国際的な取組の進展状況を踏まえつつ、検討すること。

8 歳入庁の創設による税と社会保険料を徴収する体制の構築について本格的な作業を進めること。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を
行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案関係

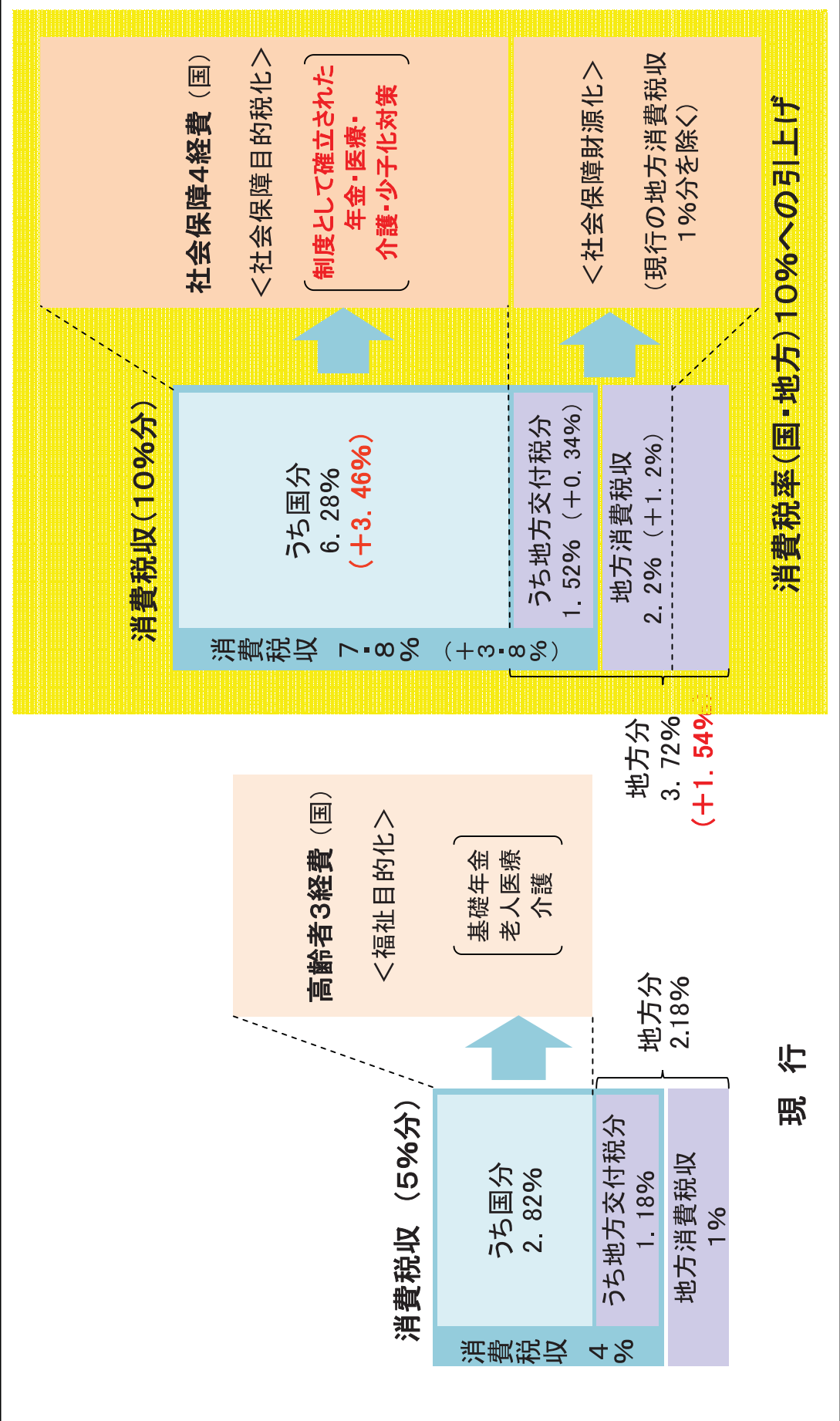
参 考 資 料

消費税率の段階的な引上げ（案）

	現 行	平成 26 年 4 月 1 日～	平成 27 年 10 月 1 日～
税 率	5 %	8 %	10 %
消 費 税	4 %	6.3 %	7.8 %
地 方 消 費 税	1 % (消費税額の 100 分の 25)	1.7 % (消費税額の 63 分の 17)	2.2 % (消費税額の 78 分の 22)

(注) 社会保障・税一体改革大綱(平成 24 年 2 月 17 日 閣議決定)による。

消費税収の国・地方の配分と使用(案)



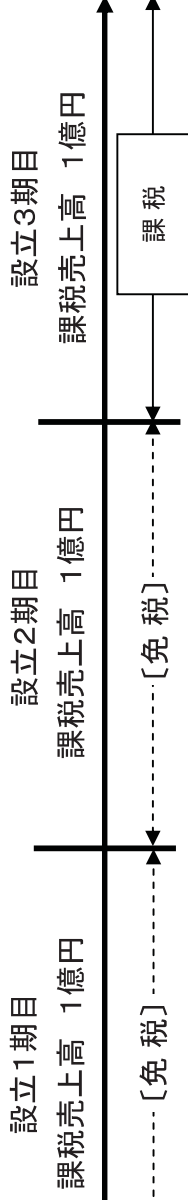
(注1) 社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)による。
 (注2) 消費税率(国・地方)8%への引上げ時においては、消費税収6.3%(うち国分4.9%(+2.08%)、地方交付税分1.4%(+0.22%)、地方消費税収1.7%(+0.7%)となる(地方財源3.1%)。
 (注3) 地方交付税率(現行29.5%)は、平成26年度22.3%、平成27年度20.8%、平成28年度以降19.5%となる。

消費税の新設法人の免税事業者要件の見直し(案)

現行

資本金1,000万円未満
で法人を設立

法人設立



平成23年度改正により、課税売上高が上半期で1,000万円を超える場合には、原則としてその翌期から課税事業者となる。
(平成25年1月1日以後に開始する事業年度について適用)

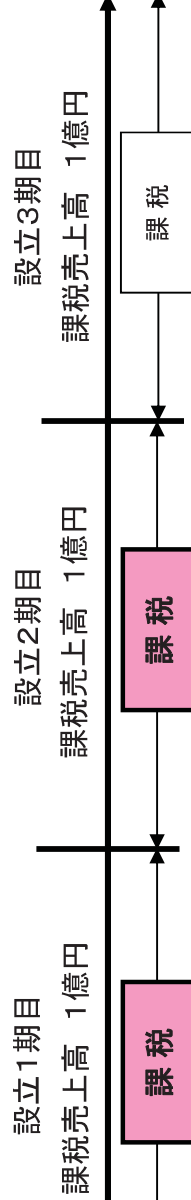
基準期間(前々事業年度)のない新設法人の設立1期目及び2期目の扱いは資本金の額のみで判定。

※ 資本金1,000万円未満の新設法人は、設立当初の2年間、免税事業者となる。
(資本金1,000万円以上の新設法人は、設立当初の2年間、事業者免税点制度が適用されないため課税事業者となる。)

改正(案)

大規模事業者等
50%超出資

法人設立



- 課税売上高5億円超の事業者
又は
特殊な関係にある法人(※)の課税売上高が5億円超の者
※ 実質100%出資法人

資本金1,000万円未満の新設法人であっても、課税売上高5億円超の事業者等がグループで50%超出資し設立された法人については、設立当初の2年間、事業者免税点制度を適用しないこととする。

(注) 平成26年4月1日以後に設立される法人について適用する。

消費税の中間申告制度について(案)

【現 行】

直前の課税期間の確定消費税額 (年税額)	中間申告回数
4,800万円超 (6,000万円超)	年11回
400万円超 (500万円超)	年3回
48万円超 (60万円超)	年1回
48万円以下 (60万円以下)	中間申告義務なし

※ カッコ内の金額は地方消費税額を含めた額。

【改正(案)】

直前の課税期間の確定消費税額 (年税額)	中間申告回数
4,800万円超 (6153.84万円超)	年11回
400万円超 (512.8万円超)	年3回
48万円超 (61.52万円超)	年1回
48万円以下 (61.52万円以下)	任意の中間申告が可能

※ カッコ内の金額は税率10% (国：7.8%、地方：2.2%) に引上げ後の地方消費税額を含めた額。
税率8% (国：6.3%、地方：1.7%) の際の場合は、6095.16万円超 (年11回)、507.92万円超 (年3回)、60.94万円超 (年1回)。

現

行

直前の課税期間の確定消費税額 (年税額) が48万円以下の事業者
⇒ 中間申告義務なし

改正(案)

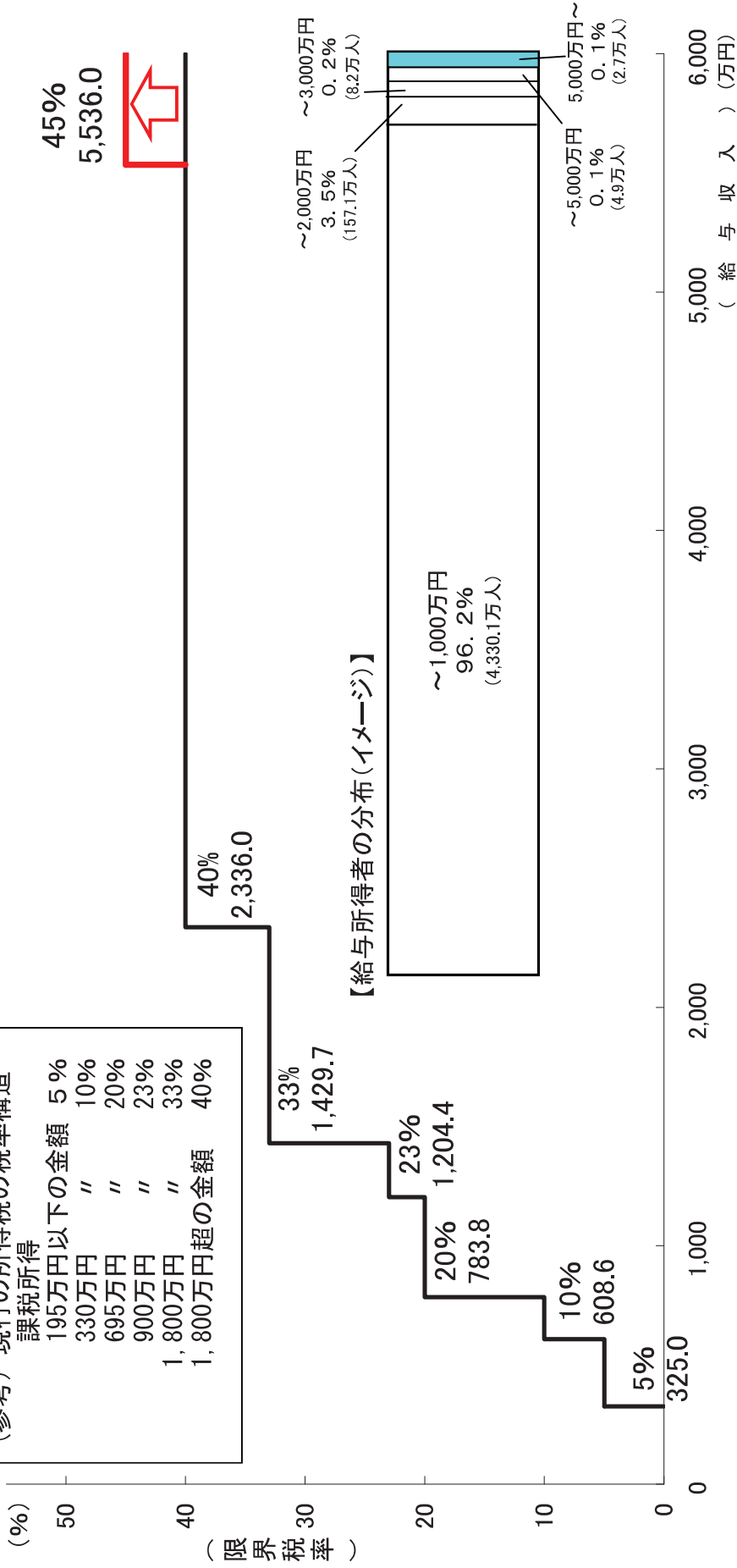
直前の課税期間の確定消費税額 (年税額) が48万円以下の事業者
⇒ 中間申告を行う意思を有する事業者について、任意の中間申告を可能とする。
(注) 平成26年4月1日以後に開始する課税期間に係るものについて適用する。

所得税の最高税率の見直し(案)

現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得5,000万円超について45%の税率を設ける(平成27年分の所得税から適用)。

イメージ

(参考) 現行の所得税の税率構造	
課税所得	税率
195万円以下	5%
330万円	10%
695万円	20%
900万円	23%
1,800万円	33%
1,800万円超	40%



(注) 夫婦子2人(子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当)の給与所得者であるものとし、給与所得控除の上限設定を加味して計算している。

相続税の基礎控除及び税率構造の見直し(案)

バブル後の地価の大幅下落等の経済状況の変化に対応し基礎控除を引き下げるとともに、高額な遺産取得者を中心に負担を求めめる観点から最高税率を55%へ引き上げるなど税率構造の見直しを行うことにより、資産再分配機能の回復や格差の固定化防止を図る。

○ 基礎控除の引下げ

[現 行]

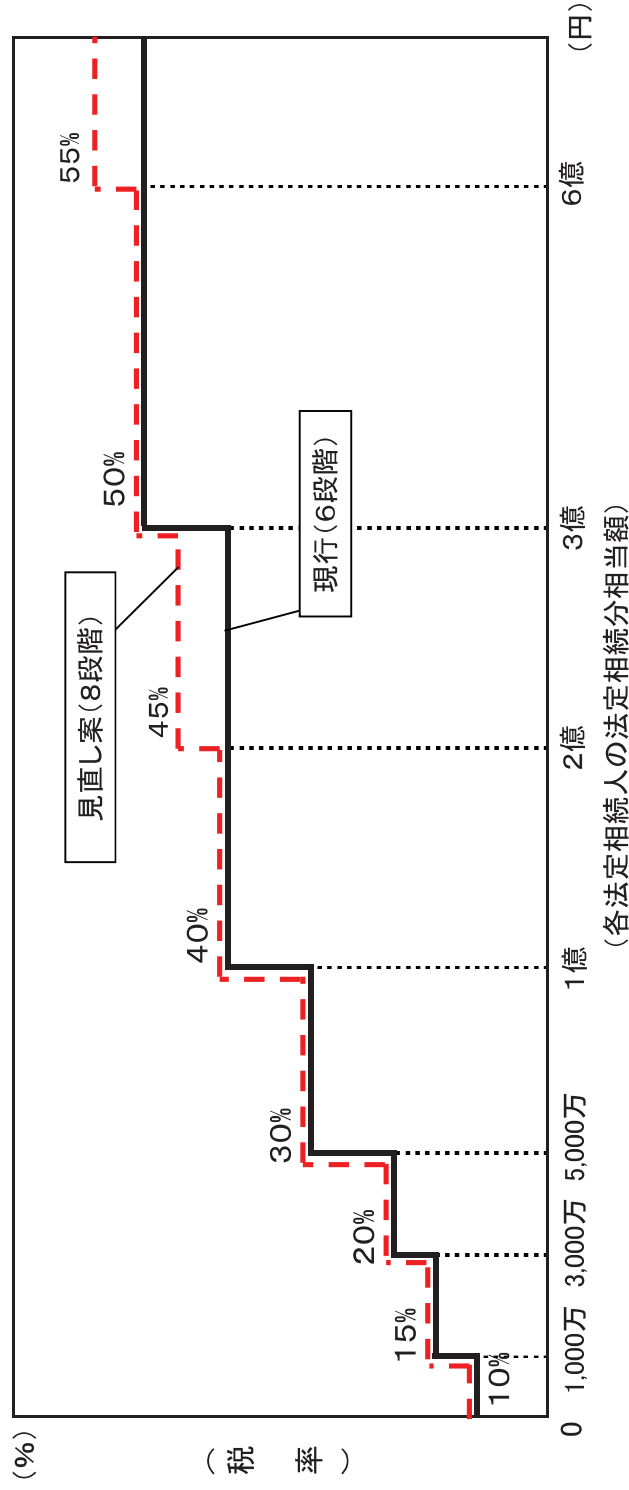
5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数



[見直し案]

3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数

○ 税率構造の見直し



(注) 平成27年1月1日以後の相続について適用。

相続税に係るその他の見直し(案)

○ 死亡保険金に係る非課税措置の見直し

- ① 「相続人の生活の安定」という制度趣旨の徹底
- ② 他の金融商品との間の課税の中立性確保の要請(死亡保険金についてのみの特例措置となっている)
- ③ 会計検査院の指摘(「高所得者も適用しており、節税目的と思料されるものも見受けられる」)に応える観点から、以下のとおり見直しを行う。

〔現 行〕

500万円 × 法定相続人数



〔見直し案〕

500万円 × 次のいずれかに該当する法定相続人数

- ① 未成年者
- ② 障害者
- ③ 相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者

○ 未成年者控除・障害者控除の見直し

前回改正時(昭和63年)からの物価の動向及び相続税全体の見直しの内容を踏まえ、相続税額からの控除額を次のとおり引き上げる。

〔現 行〕

- ・ 未成年者控除 6万円 × 20歳に達するまでの年数
- ・ 障害者控除 6万円(特別障害者:12万円) × 85歳に達するまでの年数



〔見直し案〕

- ・ 10万円 × 20歳に達するまでの年数
- ・ 10万円(特別障害者:20万円) × 85歳に達するまでの年数

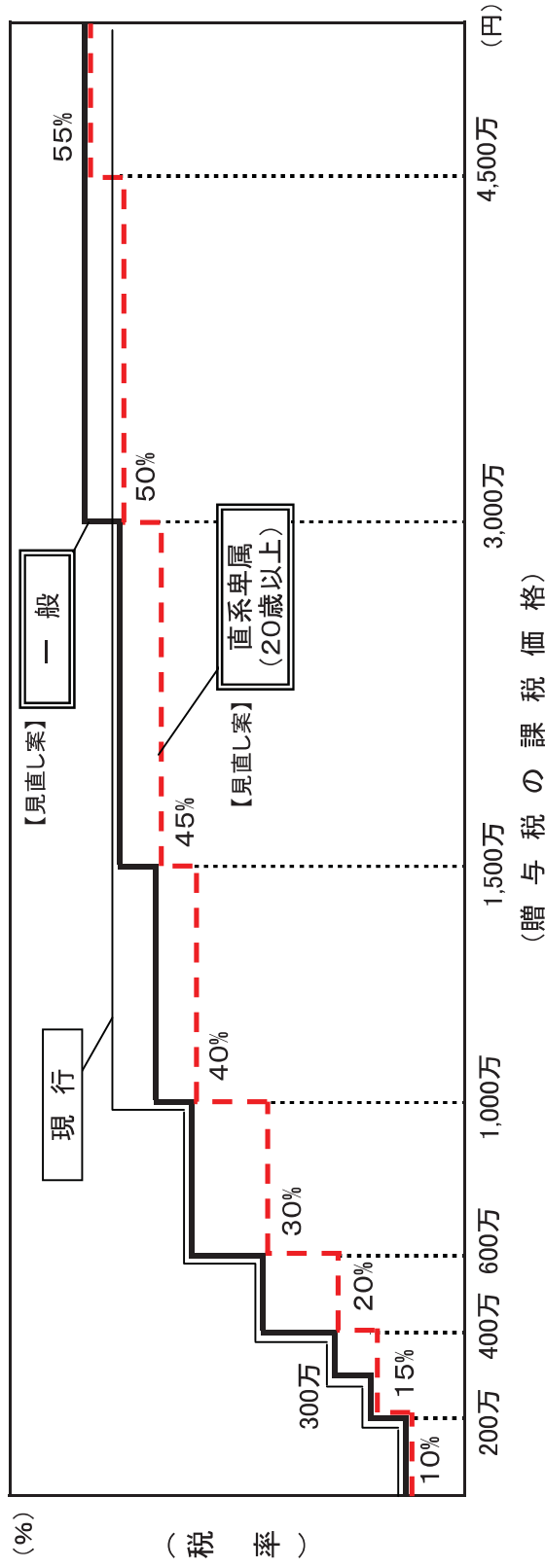
(注) 平成27年1月1日以後の相続について適用。

贈与税の見直し(案)

高齢者の保有資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大や経済活性化を図る観点から、

- ① 暦年課税について、子や孫などの直系卑属が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和
- ② 相続時精算課税制度について、受贈者に孫を追加するなど、その対象範囲を拡大

① 税率構造の緩和(暦年課税)



② 相続時精算課税制度の対象者の見直し

【現 行】

受贈者: 20歳以上の
推定相続人

贈与者: 65歳以上の
の者



20歳以上の
推定相続人及び孫



60歳以上の
の者

【見直し案】

(注) 平成27年1月1日以後の贈与について適用。

第2部 税制抜本改革

第1章 税制抜本改革の基本的な考え方

2. 税制抜本改革の実施と経済への配慮

（2）経済への配慮

経済状況を好転させることを条件として遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施することが必要である。

政府は、累次の補正予算等を通じ、震災復旧・復興、円高対応及び経済活性化に向けた所要の措置を講じてきたところである。また、デフレ脱却によってこれまで抑えられていた需要を回復させるとともに持続的な経済成長を実現することが重要との認識の下、デフレ脱却に向けて日本銀行と一体となつて取り組んできた。引き続き、景気の下振れの回避に万全を期すため適切な経済財政措置を講ずるとともに、「新成長戦略」、更には先般決定した「日本再生の基本戦略」に沿った成長の姿に早期に近づけるため、デフレ脱却と経済活性化に向けた更なる方策を講じ、日本経済の再生に取り組む。また、経済政策としての有効性がある税制措置についても、納税者の納得を得つつ、果敢に実施する。

日本再生の基本戦略（平成23年12月24日閣議決定）

3. 経済成長と財政健全化の両立

（1）成長力強化、円高・デフレに対応したマクロ経済運営と欧州政府債務危機への備え
政府は、円高・デフレを当面の重要課題として対応している。新成長戦略で示したデフレの終結に向けて、今後2年程度は復興需要が見込まれる中、政府は、円高の影響も注視しつつ、日本銀行と一体となって速やかに安定的な物価上昇を実現することを目指して取り組み、復興需要に依存しない、民需主導の経済成長への円滑な移行を図る。さらに、民間での努力に合わせて政策面においても「フロンティア」に果敢に挑戦する覚悟で各般の施策に積極的に取り組み、2011年度から2020年度までの平均で名目成長率3%程度、実質成長率2%程度を政策努力の目標として取り組む。なお、為替市場の過度な変動は、経済・金融の安定に悪影響を及ぼすものであり、引き続き、市場を注視し、適切に対応する。

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

第1章 新成長戦略－「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の実現

（「強い経済」の実現）

これら7つの戦略分野の具体策を盛り込んだ「新成長戦略」では、官民を挙げて「強い経済」の実現を図り、2020年度までの年平均で、名目3%、実質2%を上回る経済成長を目指す。また、当面はデフレの終結をマクロ経済運営上の最重要課題と位置付け、日本銀行と一体となって、強力かつ総合的な政策努力を行う。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について

〔平成 24 年 3 月 30 日〕
閣 議 決 定

別紙の各事項については、与党と連携しつつ速やかに検討し、別紙の方向により対応していく。

検討課題に対する法案提出後の対応の方向性

以下の各事項については、法案提出後、与党と連携しつつ速やかに検討し、以下の方向により対応していく。

事項	今後の対応の方向
<p>社会保障改革</p>	<p>○ 社会保障改革については、別添の工程表に沿って、消費税率（国・地方）の引上げにより必要な安定財源を確保しつつ、着実に実施する。</p>
<p>総合合算制度や給付付き税額控除等の再分配に関する総合的な施策</p>	<p>○ 所得の少ない家計ほど、食料品向けを含めた消費支出の割合が高いために、消費税負担率も高くなるという、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の所得に対する逆進性も踏まえ、総合合算制度や給付付き税額控除等の再分配に関する総合的な施策について、平成27年度以降の番号制度の本格稼働・定着後速やかに実施できるよう、関係5大臣において、簡素な給付措置との関係も念頭に置きつつ、今後具体的に検討を進める。</p>
<p>上記施策の実現までの間の暫定的、臨時的措置として行う簡素な給付措置</p>	<p>○ 消費税の所得に対する逆進性も踏まえ、低所得者対策のための暫定的、臨時的な措置として行う「簡素な給付措置」については、法案の審議入り前に、関係5大臣において具体化にあたっての基本的な考え方を示す。その上で、与野党の協議も踏まえて具体案を決定し、消費税率（国・地方）の8%への引上げ時から給付付き税額控除等の導入までの間、毎年実施する。</p>
<p>住宅取得に係る措置</p>	<p>○ 住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率（国・地方）の引上げの前後における駆け込み需要とその反動等による影響が大きいかを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化及び緩和する観点から、関係各省において、関係団体からの意見も踏まえ、税制改正要望等の検討作業を進めた上で、大綱で示された方針に沿って、平成25年度からの税制改正等の過程で検討を行い、消費税率（国・地方）の8%への引上げ時及び10%への引上げ時にそれぞれ所要の措置を実施する。</p>

<p>転嫁対策・価格表示</p>	<p>○ 内閣に早急に本部を設置し、消費税率（国・地方）の8%への引上げ時に先立って、必要な場合には法的対応も含め、速やかに総合的な対策を講ずる。</p> <p>円滑かつ適正な転嫁のための対策については、公正取引委員会、中小企業庁をはじめ関係省庁が緊密に連携して消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう、ガイドラインの周知徹底、相談対応等を行うとともに、取引上の優越的な地位を利用して下請事業者等からの転嫁要請を一方的に拒否すること等の不公正な取引の取締り・監視の強化を行う。</p> <p>また、「内税」、「外税」等の価格表示問題については、事業者間で異なる意見があることも踏まえ、事業者等から広く意見を聴取するなどして丁寧な問題点の洗い出しを行う。</p> <p>更に、中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。</p>
<p>使途の明確化</p>	<p>○ 消費税込収（国分）の使途については、消費税法において、全額社会保障4経費（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用）に充てることを明確にし社会保障目的税化することとしたところ。</p> <p>その上で、会計上も、毎年度の予算及び決算において、消費税込収（国分）が社会保障4経費に充てられることを明確かつ分かりやすい形で示す具体的な方法について検討を行う。</p> <p>地方分についても、現行分の地方消費税を除き、現行の基本的枠組みを変更しないことを前提として社会保障財源化を図る。</p>
<p>自動車取得税及び自動車重量税</p>	<p>○ 自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。</p>
<p>延滞税</p>	<p>○ 延滞税の利率を含めた負担の見直しについては、税の確実な収納を勘案しつつ、低金利下における利率のあり方、事業者の負担等を考慮し、平成25年度税制改正時に成案を得る。</p>

<p>経済との関係</p>	<p>○ 政府は、円高・デフレを当面の重要課題として対応している。「新成長戦略」で示したデフレの終結に向けて、円高の影響も注視しつつ、日本銀行と一体となって速やかに安定的な物価上昇を実現することを目指すとともに、2011年度から2020年度までの平均で名目成長率3%程度、実質成長率2%程度を政策努力の目標として取り組む。こうした観点から、「新成長戦略」及び「日本再生の基本戦略」を着実に推進するとともに、今後、年央の「日本再生戦略」の策定に向けて、施策の具体化等をさらに進め、これらの施策に関する数値目標や達成時期、工程等を明らかにしていく。</p>
<p>歳入庁</p>	<p>○ 政府では、副総理の下に設置された官房副長官・政務官等からなる作業チームにおいて、歳入庁の創設による税と社会保険料を徴収する体制の構築について本格的な作業に着手しており、4月頃までにまずは中間報告を行う。</p>
<p>課税の適正化</p>	<p>○ 課税の適正化を進める観点から、番号制度の着実な導入など取引等に係る納税環境の整備を進めるとともに、現行の外形標準課税も含め、課税のあり方について検討する。</p>
<p>地方法人特別税</p>	<p>○ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、地方消費税率の引上げ時期を目的に、抜本的に見直すとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講ずることとしており、今後、地方団体の意見等も踏まえつつ、国・地方の税制全体を通じて幅広く検討を進める。</p>

復興に関する方針

○ 先般、東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号）が成立し、復興特別区域制度や復興交付金などの新しい枠組みを創設した。福島県の復興及び再生のための特別の措置等を盛り込んだ福島復興再生特別措置法案を提出した。また、これまでに成立した平成 23 年度の累次の補正予算のみならず、現在国会に提出している平成 24 年度予算案においても所要の経費を盛り込んだところであり、被災地の速やかな復旧・復興に向けて復興庁が全体の指令塔となって、これまで以上に加速化していく。

消費税の税率の引上げに当たっても、住宅を失った被災者の方々が恒久的な住まいを確保する際には、地域全体のまちづくりを進める中で支援を行うなど、被災者の方々の負担緩和への配慮を行う。中長期的な視野をもって復興に取り組むため、福島県等における原子力災害や農産品等に対する風評被害を含め、復旧・復興の状況や被災地の要望も踏まえ、今後とも、必要な税制上その他の支援を実施する。

「明日の安心」対話集会（実績）

2月18日(土)	-	長野 岡田副総理	富山 川端総務大臣	滋賀 安住財務大臣	長崎 小宮山厚労大臣
2月25日(土)	-	-	徳島 川端総務大臣	石川 五十嵐財務副大臣	山口 小宮山厚労大臣
3月3日(土)	-	鳥取 岡田副総理	山形 黄川田総務副大臣	秋田 安住財務大臣	岐阜 小宮山厚労大臣
3月17日(土)	-	沖縄 岡田副総理	愛媛 川端総務大臣	-	-
3月20日(祝)	-	山梨 岡田副総理	宮崎 黄川田総務副大臣	茨城 安住財務大臣	京都 小宮山厚労大臣
3月24日(土) 3月25日(日)	-	神奈川 静岡、愛知 岡田副総理	福井 川端総務大臣	高知 安住財務大臣	千葉 小宮山厚労大臣
3月31日(土)	-	青森、宮城 岡田副総理	岡山 川端総務大臣	佐賀 藤田財務副大臣	三重 小宮山厚労大臣
4月7日(土) 4月8日(日)	兵庫 野田総理	大阪 岡田副総理	広島 松崎総務副大臣	島根 安住財務大臣	埼玉 小宮山厚労大臣
4月14日(土)	-	-	-	-	北海道 小宮山厚労大臣

※4月16日(月)時点